

# 運転経歴証明書申請手続案内

## 《 運転経歴証明書について 》

- ◎運転免許証が失効して5年以内の方は、運転経歴証明書を申請することができます。
- ◎運転経歴証明書は、公的な身分証明書として生涯使えます。
- ◎協力店で提示することで特典を受けることができます。(奈良県警ホームページ掲載)
- ◎運転経歴証明書には有効期限は記載されませんので、更新制度はありません。  
なお、紛失等による再交付、氏名、生年月日、住所の記載事項変更の手続きはできません。  
本籍欄はありませんので、本籍の記載事項変更はできません。

運転経歴証明書の



協力店「事業所の証」のイメージ



### 1 申請手続

受付場所	運転免許センター	警察署、分庁舎
受付曜日	月～金曜日 土曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。	月～金曜日 土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。
受付時間	午前9:30～11:30 午後2:00～4:00 午前10:30～11:30 午後2:00～3:00	午前8:30～12:00 午後1:00～4:00
本人が申請する場合に必要なもの	○申請手数料1,100円 ○住所、氏名(通称名は不可)及び生年月日が確認できる書類 ○失効した免許証(お持ちの場合)	○申請手数料1,100円 ○住所、氏名(通称名は不可)及び生年月日が確認できる書類 ○申請用写真1枚 ○失効した免許証(お持ちの場合)
交付	即日交付(約2時間) ※日曜日は即日交付できない場合があります	後日、申請した窓口で直接交付(受領まで約2週間) ※代理受領可能(委任状・代理人の身分証明が必要) 後日、郵送等で交付(送料は自己負担) ※返信用封筒と切手を持参(簡易書留434円)
代理人の要件	諸事情により窓口に出向くことが困難な方は、代理人による申請ができます。 ○本人の親族(3親等内の親族又は同居の親族)等 ○施設等の職員(本人が入院又は介護施設等に入所している場合)	
代理人が申請する場合に必要なもの	○委任状兼承諾書及び誓約書(別添のとおり) (委任状兼承諾書の記載が困難な場合は、代理人以外の家族等を代書者とすることができます。その場合、代書者の本人確認書類も必要です。) ○申請される方の住所、氏名(通称名は不可)及び生年月日が確認できる書類 ○代理人が親族である場合は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等いずれか一つ) ○代理人が施設等の職員である場合は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等いずれか一つ)及び施設等の職員であることを証明する書類、並びに申請者が施設等の入所により直接申請することが困難なことを証明する書類 ○申請手数料1,100円 ○申請用写真1枚 ○失効した免許証(お持ちの場合) ★代理人による手続が、申請者の意思によらない手続であった場合は、法律等により罰せられることがあります。	
その他	○申請されても、審査の結果受理できない場合があります。 ○運転経歴証明書の取得後は、特定失効手続(うっかり失効・やむを得ず失効)は受けられません。	

### 《注意事項》

- ◎申請用写真～縦3cm、横2.4cm、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の鮮明なもの。  
なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子(つばのないもの)・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。  
※運転経歴証明の写真は持参の写真を使用して作成します(複写)。免許センターは直写します(写真不要)。